配当公告

北海道北見市新生町五八番地六六
破産者　吉田建設株式会社

右の者に対する釧路地方裁判所北見支部平成二十一年（フ）第四〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一三六、八一三、三一四円

一、配当をすることができる金額
金一〇九、六六三、二一五円

平成二十二年四月六日
北海道北見市北七条西一丁目一四番地一
破産管財人　永井　哲男

配当公告

岐阜県大垣市神田町二丁目四〇番地
破産者　内藤　達也

右の者に対する岐阜地方裁判所大垣支部平成二十一年（フ）第八五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三七四、八〇九、四四六円

一、配当することのできる金額
金九、九四五、九八九円

平成二十二年四月六日
岐阜市司町三八番地岐阜県酒造会館三階藤法律事務所
破産管財人　藤　良寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩見沢市北本町西二丁目四〇番地、最後の住所北海道岩見沢市南町七条三丁目一番一四号　被相続人　亡　瀬能　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月六日
北海道岩見沢市一条東二丁目八番地五
相続財産管理人　山本　直史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上川郡当麻町四条西三丁目一一一七番地、最後の住所北海道上川郡当麻町三条東三丁目一番三二号　被相続人　亡　東　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月六日
北海道旭川市東旭川北一条四丁目一五番二一号
相続財産管理人　阿部　一喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県匝瑳市西小笹一〇七四番地、最後の住所埼玉県南埼玉郡蓮町大字菖蒲一四八五番地　被相続人　亡　渡邊ひとみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月六日
さいたま市浦和区常盤一丁目七番九号根岸ビル二階清水貴行法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　貴行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市畑木三一四番地五、最後の住所千葉県市原市畑木三一四番地の五　被相続人　亡　嶋崎とみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月六日
事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号KA中央ビル五階　梨本総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　梨本　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区八重洲二丁目三番地六、最後の住所静岡県伊東市八幡野一〇二七番地ゆうゆうの里三二〇一号　被相続人　亡　森田美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月六日
東京都中央区銀座六丁目一三番一六号銀座ウォールビル九階
相続財産管理人　弁護士　風祭　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆の国市長岡四八二番地、最後の住所横浜市中区山手町一〇〇番地　被相続人　亡　杉山　國枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月六日
事務所川崎市麻生区万福寺一丁目八番一号横山ビル二〇二
相続財産管理人　野俣　眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県海老名市東柏ケ谷五丁目一五番、最後の住所神奈川県海老名市東柏ケ谷五丁目一五番四号　和田荘一F　被相続人　亡　伊藤　美穂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月六日
横浜市中区弁天通二―二八―一ライオンズマンション関内一〇〇二号
相続財産管理人　小澤　弘子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県あわら市田中々第一号二七番地、最後の住所福井県坂井市三国町運動公園二丁目五番九号　被相続人　亡　八十嶋久江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月六日
福井県坂井市三国町三国東五丁目一番七五号
相続財産管理人　木村　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所大阪府大阪市淀川区木川東二丁目八番二号　被相続人　亡　西尾すみ子こと　尹　澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月六日
大阪市北区西天満四丁目一一番二三号阪神神明ビル三階　外山法律事務所
相続財産管理人弁護士　外山　弘

第36期決算公告

平成22年4月6日
茨城県結城市大字鹿窪1744番1
キヤノンオプトロン株式会社
代表取締役　竹内　和則

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,260,703
	固定資産	3,706,546
	合計	5,967,249
負債及び純資産の部	流動負債	1,610,897
	固定負債	80,390
	株主資本	4,275,962
	資本金	80,000
	利益剰余金	4,195,962
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	4,175,962
	（うち当期純利益）	(9,635)
	合計	5,967,249

第2期決算公告

平成22年4月6日
茨城県水戸市圷大野240番地の2
株式会社純光
代表取締役　木村　光宏

貸借対照表の要旨
（平成21年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	31,531
	固定資産	14,379
	合計	45,910
負債及び純資産の部	流動負債	24,164
	固定負債	16,660
	株主資本	5,086
	資本金	5,000
	利益剰余金	86
	その他利益剰余金	86
	（うち当期純利益）	(41)
	合計	45,910

第11期決算公告

平成22年4月6日
福島県福島市松川町美郷四丁目1番地の1
G＆Gサイエンス株式会社
代表取締役　越坂　卓也

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	220,899
	固定資産	79,373
	資産合計	300,272
負債及び純資産の部	流動負債	136,025
	株主資本	164,247
	資本金	90,000
	資本剰余金	68,945
	資本準備金	68,945
	利益剰余金	5,302
	その他利益剰余金	5,302
	（うち当期純利益）	(1,387)
	負債・純資産合計	300,272